

三井住友海上火災保険株式会社（以下「当社」。）は、企図される株式移転につき、1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」。）に提出し、同届出書に含まれる目論見書を米国所在の普通株主に対して送付することを予定しております。登録届出書および目論見書その他SECに提出される関係書類ならびにこれらの書類の訂正または追補には重要な情報が含まれることから、米国株主におかれましては、これらの書類をお読みになるようお願いいたします。SECに提出された書類は、SECのインターネットウェブサイト（www.sec.gov）にて無料で提供されます。また、これらの書類は当社からも無料にて取得可能です。各書類に関するご請求は下記にて承ります。

〒104-8252 東京都中央区新川二丁目27番2号 三井住友海上火災保険株式会社 文書法務部 菅野 博康
電話番号：03-3297-1111（大代表）

2007年10月23日
三井住友海上火災保険株式会社

持株会社の基本事項について

当社は、2007年8月22日付で公表いたしましたとおり、株主総会の承認と関係当局の認可を前提として、2008年度中できる限り早期に、単独株式移転により持株会社を設立して、グループ経営体制を強化することを決定しておりますが、2007年10月23日開催の取締役会において、新たに設立する持株会社の基本事項について以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

株式移転により新たに設立する持株会社の基本事項

商 号： 三井住友海上グループホールディングス株式会社
（英文：Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings, Inc.）

事 業 内 容： 保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。
（1）損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により
子会社とすることができる会社の経営管理
（2）その他前号の業務に付帯する業務

本 店 所 在 地： 東京都中央区

資 本 金： 100,000,000,000円

株式移転に関するその他の事項については、決定次第あらためてお知らせいたします。

以 上